



福岡県医第2215号  
平成22年 3月 8日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
福岡県産業医学協議会  
会長 横倉 義武  
( 公 印 省 略 )

### 日本医師会認定産業医制度実施要領の改定について

さて、昨年の労働安全衛生法における産業医研修に係る指定法人制度の見直しに伴い、産業医研修については、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録および指定に関する省令」（以下「登録省令」という）（別添1）に基づき実施することとなりました。登録省令の施行に伴い、基礎研修実施者については、日本医師会が国からの指定を受け、日本医師会から都道府県医師会に日本医師会認定産業医制度基礎研修の事業を委託する方式に改定され、日本医師会と本会とで委託契約を締結し、研修会を実施しているところです。

こうしたなかで、平成21年7月に、登録省令に基づき日本医師会が厚生労働省に対して申請および届出手続きを行ったところ、厚生労働省より別紙のとおり改善点の指摘を受けたことから、日本医師会産業保健委員会、日本医師会認定産業医制度運営委員会および日本医師会常任理事会において検討協議され、標記実施要領が改定された旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

実施要領の主な改定内容は下記のとおりです。

つきましては、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本実施要領は平成22年3月1日より施行されます。

### 記

#### 1. 認定証の交付

基礎研修修了者に対して、労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された研修を修了した旨が記載された認定証を交付。なお、基礎研修と同等以上のカリキュラム（産業医科大学の産業医学基本講座）修了者および認定産業医の更新申請者については、従来の認定証を交付。

2. 基礎研修会の趣旨

日本医師会の認定産業医制度基礎研修会は、労働安全衛生規則第 14 条第 2 項第 1 号に規定された研修として実施することを明記。

3. 研修時間

1 単位は 1 時間であることを明記。

4. 日本医師会認定産業制度産業医学研修会申請書・報告書の様式の改定  
協力団体の記入欄を新設。

日医発第 950 号（地Ⅱ228）

平成 22 年 2 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥 人

日本医師会認定産業医制度実施要領の改定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴職におかれましては、日本医師会認定産業医制度の推進について多大なご尽力を賜わり深く感謝申し上げます。

さて、昨年の労働安全衛生法における産業医研修に係る指定法人制度の見直しに伴い、産業医研修については、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録および指定に関する省令」（以下「登録省令」という）（別添 1）に基づき実施することとなりました。登録省令の施行に伴い、基礎研修実施者については、日本医師会が国からの指定を受け、日本医師会から都道府県医師会に日本医師会認定産業医制度基礎研修の事業を委託する方式に改定いたしました。これに伴い貴会におかれましては、平成 21 年 4 月 10 日付日医発第 30 号（地Ⅱ8）および日医発第 31 号（地Ⅱ9）をもってご依頼したとおり、日本医師会と研修実施の委託契約を締結していただいているところであります。

こうしたなかで、平成 21 年 7 月に、登録省令に基づき日本医師会が厚生労働省に対して申請および届出手続きを行ったところ、このたび厚生労働省より下記 1 のとおり、改善点の指摘を受けました。これを受け、本会の産業保健委員会ならびに日本医師会認定産業医制度運営委員会において検討した結果、日本医師会認定産業医制度実施要領改定案が取りまとめられました。そして、本改定案を本会常任理事会（平成 22 年 2 月 2 日）において協議した結果、承認されましたのでお知らせいたします。主な改定内容は下記 2 のとおりです。

つきましては、本実施要領に基づく日本医師会認定産業医制度の円滑な実施について、貴職の特段のご理解とご協力を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。併せて、貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、よろしくお願い申し上げます。

なお、本実施要領は平成 22 年 3 月 1 日より施行いたします。

記

1. 厚生労働省より改善の指摘を受けた事項

- ①登録省令に規定された項目のうち、実施要領（業務規定）に下記の内容の明記が必要です。

- ・産業医研修の修了証の発行に関する事項
- ・日本医師会認定産業医制度基礎研修会は、労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された研修として実施するという事項
- ・産業医研修の時間に関する事項

## ②基礎研修の主催者における他の法人の関与について

産業医研修の業務を行えるのは、指定産業医研修機関である日本医師会のみであります。ただし、都道府県医師会は日本医師会から産業医研修の業務の一部を委託されているため、日本医師会の産業医研修を実施することができます。したがって、日本医師会の産業医研修に都道府県医師会以外の法人等（郡市区医師会、労働者健康福祉機構、産業医科大学、産業医学振興財団、中央労働災害防止協会等）が関与する場合は、都道府県医師会と同様の実施者としての位置付けとはなりません。例えば、「協力」または「協賛」などの位置付けとなります。

## 2. 日本医師会認定産業医制度実施要領の主な改定内容

### ①認定証の交付

基礎研修修了者に対して、労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された研修を修了した旨が記載された認定証を交付します。なお、基礎研修と同等以上のカリキュラム（産業医科大学の産業医学基本講座）修了者および認定産業医の更新申請者については、従来の認定証を交付します。

### ②基礎研修会の趣旨

日本医師会認定産業医制度基礎研修会は、労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された研修として実施するということを明記しました。

### ③研修時間

1単位は1時間であることを明記しました。

### ④日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書・報告書の様式の改定 協力団体の記入欄を設けました。

第三条 電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する

## 二 衛生推進者養成講習

- 2 登録の申請をしようとする者は、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録申請書(様式第一号)に次の書類を添えて、当該者が安全衛生推進者等養成講習又は衛生推進者等養成講習(以下この章において「安全衛生推進者等養成講習」という。)を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長(以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。
- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)
- 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 次の事項を記載した書面
- イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴
- ロ 申請に係る安全衛生推進者等養成講習の業務を管理する者の氏名及び略歴
- ハ 申請に係る安全衛生推進者等養成講習の講師の氏名、略歴及び担当する安全衛生推進者等養成講習の講習科目
- ニ 安全衛生推進者等養成講習の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一条の二の三第一項各号の要件に適合していることを証する事項
- (欠格事項)
- 第一条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
- 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第一条の二の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(登録基準)
- 第一条の二の三 都道府県労働局長は、第一条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 安全衛生推進者等養成講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。
- イ 安全衛生推進者等養成講習にあつては、次のとおりであること。
- (1) 安全管理
- (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等
- (3) 作業環境管理及び作業管理
- (4) 健康の保持増進対策
- (5) 安全衛生教育
- (6) 安全衛生関係法令
- ロ 衛生推進者等養成講習にあつては、次のとおりであること。
- (1) 作業環境管理及び作業管理(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。)
- (2) 健康の保持増進対策
- (3) 労働衛生教育
- (4) 労働衛生関係法令

二 安全衛生推進者等養成講習の講師が、次のとおりであること。

イ 安全衛生推進者等養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

| 講習科目                                           | 条件                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全管理                                           | 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者<br>二 労働災害防止団体系法(昭和三十九年法律第百十八号)第十二条第一項に規定する安全管理士(以下この号において単に「安全管理士」という。)の資格を有する者<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 |
| 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等                   | 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置について知識経験を有する者                                                                                           |
| 作業環境管理及び作業管理                                   | 一 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>二 労働災害防止団体系法第十二条第一項に規定する衛生管理士(以下この号において単に「衛生管理士」という。)の資格を有する者<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                |
| 健康の保持増進対策                                      | 一 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>二 衛生管理士の資格を有する者<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                                              |
| 安全衛生教育                                         | 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者<br>二 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>三 安全管理士の資格を有する者<br>四 衛生管理士の資格を有する者<br>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                  |
| 安全衛生関係法令                                       | 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者<br>二 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>三 安全管理士の資格を有する者<br>四 衛生管理士の資格を有する者<br>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                  |
| 講習科目                                           | 条件                                                                                                                                 |
| 作業環境管理及び作業管理(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。) | 一 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>二 衛生管理士の資格を有する者<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                                              |
| 健康の保持増進対策                                      | 一 労働衛生コンサルタント試験に合格した者<br>二 衛生管理士の資格を有する者<br>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者                                                              |

ロ 衛生推進者等養成講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

労働衛生教育

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 一 | 労働安全コンサルタント試験に合格した者     |
| 二 | 労働衛生コンサルタント試験に合格した者     |
| 三 | 安全管理士の資格を有する者           |
| 四 | 衛生管理士の資格を有する者           |
| 五 | 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 |

労働衛生関係法令

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 一 | 労働安全コンサルタント試験に合格した者     |
| 二 | 労働衛生コンサルタント試験に合格した者     |
| 三 | 安全管理士の資格を有する者           |
| 四 | 衛生管理士の資格を有する者           |
| 五 | 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 |

三 安全衛生推進者等養成講習の業務を管理する者が置かれていること。

二 登録は、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所名称及び所在地

四 第一条の二第一項の区分

(登録の更新)

第一条の二の四 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第一条の二の五 登録を受けた者(以下この章において「登録安全衛生推進者等養成講習機関」という。)は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に安全衛生推進者等養成講習を行わなければならない。

一 安全衛生推進者等養成講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

二 安全衛生推進者等養成講習の講師の氏名

2 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度開始前に(登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遡及なく)、実施計画届出書(様式第一号の二)に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを更新しようとするときも、同様とする。

3 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書(様式第一号の三)を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了の事実を証する証明書(以下「修了証」という。)を交付しなければならない。

5 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した安全衛生推進者等養成講習の結果について、安全衛生推進者等養成講習実施結果報告書(様式第一号の四)を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第一条の二の六 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、第一条の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(業務規程)

第一条の二の七 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習の業務の開始の日(二週間前までに、次の事項を記載した安全衛生推進者等養成講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書(様式第二号)に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを更新しようとするときも、同様とする。

一 安全衛生推進者等養成講習の実施方法

二 安全衛生推進者等養成講習に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 安全衛生推進者等養成講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 安全衛生推進者等養成講習の講習科目及び時間に関する事項

六 安全衛生推進者等養成講習の修了証の発行に関する事項

七 安全衛生推進者等養成講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 安全衛生推進者等養成講習の実施に関する計画に関する事項

九 第一条の二の九第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、安全衛生推進者等養成講習の業務に必要事項

2 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書(様式第三号)を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第一条の二の八 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、安全衛生推進者等養成講習業務休廃止届出書(様式第四号)を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第一条の二の九 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 安全衛生推進者等養成講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録安全衛生推進者等養成講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全衛生推進者等養成講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの  
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて複製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第一条の二の十 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が第一条の二の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第一条の二の十一 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が第一条の二の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、安全衛生推進者等養成講習を行うべきこと又は安全衛生推進者等養成講習の実施方法その他の業務の方法の改善に必要の措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第一条の二の十二 都道府県労働局長は、登録安全衛生推進者等養成講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて安全衛生推進者等養成講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一条の二の二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第一条の二の五から第一号の八まで、第一条の二の九第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第一条の二の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿)

第一条の二の十三 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習を行つたときは、安全衛生推進者等養成講習の修了者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名(日本国籍を有していない者については、その国籍)、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、安全衛生推進者等養成講習の業務の廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む。)に至るまで保存しなければならない。

2 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一 第一条の二第一項の区分

二 安全衛生推進者等養成講習の講習科目及び時間

三 安全衛生推進者等養成講習を行つた年月日

四 安全衛生推進者等養成講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

五 安全衛生推進者等養成講習の結果

六 その他安全衛生推進者等養成講習に必要事項

3 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、安全衛生推進者等養成講習の業務の廃止をした場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。)には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第一条の二の十四 都道府県労働局長は、安全衛生推進者等養成講習の実施のため必要な限度において、登録安全衛生推進者等養成講習機関に対し、安全衛生推進者等養成講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第一条の二の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局長の掲示板上に掲示しなければならない。

登録をしたとき。

- |                                                  |                                 |
|--------------------------------------------------|---------------------------------|
| 一 登録安全衛生推進者等養成講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | 二 安全衛生推進者等養成講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 |
|--------------------------------------------------|---------------------------------|

三 行つことができる安全衛生推進者等養成講習

四 登録した年月日

一 変更前及び変更後の登録安全衛生推進者等養成講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更する年月日

一 登録安全衛生推進者等養成講習機関の氏名又は名称

二 変更前及び変更後の安全衛生推進者等養成講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

三 変更する年月日

一 安全衛生推進者等養成講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録安全衛生推進者等養成講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 休止し、又は廃止する安全衛生推進者等養成講習の業務の範囲

三 安全衛生推進者等養成講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日

四 安全衛生推進者等養成講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合にあつては、その期間

一 登録安全衛生推進者等養成講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を取り消し、又は安全衛生推進者等養成講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日

三 安全衛生推進者等養成講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた安全衛生推進者等養成講習の範囲及びその期間

第一章の三 指定産業医研修機関

第一条の二の十六 労働省(以下この章において単に「指定」という。)は、同条の研修(以下この章において「産業医研修」という。)を行おうとする者(法人に限る。)の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 産業医研修の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 産業医研修の業務を開始しようとする年月日

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 役員(の氏名及び略歴を記載した書類)

五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足る書類

(指定基準)

第一条の十七 厚生労働大臣は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、産業医研修の業務の実施の方法その他の事項が、産業医研修の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 二 経理的及び技術的な基礎が、産業医研修の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 三 産業医研修が次に掲げる研修科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

- イ 労働衛生一般
- ロ 健康管理
- ハ メンタルヘルス
- ニ 作業環境管理
- ホ 作業管理
- ヘ 健康の保持増進対策

2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

- 一 申請者が行う産業医研修の業務以外の業務により申請者が産業医研修の業務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 申請者が第一条の二十四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 申請者の役員のうちに、第二号に該当する者があること。

(変更の届出)

第一条の十八 指定を受けた者（以下この章において「指定産業医研修機関」という。）は、その名称若しくは住所又は産業医研修の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 変更後の指定産業医研修機関の名称若しくは住所又は産業医研修の業務を行う事務所の名称若しくは所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務規程)

第一条の十九 指定産業医研修機関は、産業医研修の業務の開始前に、次の事項を記載した産業医研修の業務の実施に関する規程（次項において「産業医研修業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 産業医研修の実施方法に関する事項
  - 二 産業医研修の講師の選任及び解任に関する事項
  - 三 産業医研修の研修科目、履修方法及び時間に関する事項
  - 四 産業医研修の修了証の発行に関する事項
  - 五 産業医研修の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、産業医研修の業務の実施に関し必要な事項
- 2 指定産業医研修機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の産業医研修業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
  - 二 変更しようとする年月日
  - 三 変更の理由

(事業計画の届出等)

第一条の二十 指定産業医研修機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遡及なく）、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定産業医研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(産業医研修の結果の報告)

第一条の二十一 指定産業医研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した産業医研修の研修科目、回数及び修了者数を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(勧告)

第一条の二十二 厚生労働大臣は、産業医研修の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定産業医研修機関に対し、産業医研修の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(業務の休廃止)

第一条の二十三 指定産業医研修機関は、産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その休止又は廃止の日の六月前までに、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする産業医研修の業務の範囲
- 二 産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 産業医研修の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(指定の取消し等)

第一条の二十四 厚生労働大臣は、指定産業医研修機関が第一条の十七第二号又は第四号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定産業医研修機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて産業医研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第一条の十九、第一条の二十又は前条の規定に違反したとき。
- 二 第一条の二十二の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。
- 三 第一条の二十七第一項の条件に違反したとき。

(帳簿)

第一条の二十五 指定産業医研修機関は、産業医研修を実施したときは、修了者の氏名、生年月日、医籍の登録番号、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を作成し、産業医研修の業務の廃止（指定の取消しを含む。）に至るまで保存しなければならない。

2 指定産業医研修機関は、産業医研修の業務の廃止をした場合（指定を取り消された場合を含む。）には、前項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第一条の二十六 厚生労働大臣は、産業医研修の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、指定産業医研修機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

(指定の条件)

第一条の二十七 指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(厚生労働大臣による産業医研修の実施)

第一条の二十八 厚生労働大臣は、指定を受ける者がいない場合、第一条の二十三の規定による産業医研修の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつた場合、第一条の二十四の規定により指定を取り消し、若しくは指定産業医研修機関に対し産業医研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定産業医研修機関が天災その他の事由により産業医研修の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、当該産業医研修の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 指定産業医研修機関は、前項に規定する場合においては、次の事項を行わなければならない。  
一 厚生労働大臣に当該産業医研修の業務並びに当該産業医研修の業務に関する帳簿及び書類を引継ぐこと。

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(公示)

第一条の二十九 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

| 指定をしたとき                                               |                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定した年月日                                               | 一 指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地                                                                                                                   |
| 第一条の二十三の規定による届出があつたとき                                 | 一 産業医研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地<br>二 休止し、又は廃止する産業医研修の業務の範囲<br>三 休止し、又は廃止する年月日<br>四 産業医研修の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間 |
| 第一条の二十四第一項の規定による取消しをしたとき                              | 一 指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地<br>二 指定を取り消した年月日                                                                                                  |
| 第一条の二十四第二項の規定により指定を取り消し、又は産業医研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき  | 一 指定産業医研修機関の名称及び事務所の所在地<br>二 指定を取り消し、又は産業医研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日<br>三 産業医研修の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた産業医研修の業務の範囲及びその期間             |
| 前条第一項の規定により厚生労働大臣が産業医研修の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき         | 一 産業医研修の業務の全部又は一部を行うものとした年月日<br>二 行うものとする産業医研修の業務の範囲及びその期間                                                                                |
| 前条第一項の規定により厚生労働大臣が自ら行つていない産業医研修の業務の全部又は一部を行わないものとするとき | 一 産業医研修の業務の全部又は一部を行わないものとした年月日<br>二 行わないものとした産業医研修の業務の範囲                                                                                  |

(業務の委託)

第一条の三十 指定産業医研修機関は、その業務の一部を、厚生労働大臣の承認を受けて、他の者（法人に限る。次項において同じ。）に委託することができる。

2 指定産業医研修機関は、前項の規定によりその業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次の事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 委託を必要とする理由
- 二 受託者の名称及び住所
- 三 委託しようとする産業医研修の業務の範囲
- 四 委託の期間
- 第一章の四 指定産業医実習機関

(指定)

第一条の三十一 安衛則第十四条第二項第二号の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）は、同号の実習（以下この章において「産業医実習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 産業医実習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 産業医実習の業務を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
一 寄附行為又はこれに準ずるもの及び登記事項証明書  
二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表  
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書  
四 役員の名及び略歴を記載した書面  
五 次条第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書類

(指定基準)

第一条の三十二 厚生労働大臣は、前条の規定により申請があつた場合において、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、産業医実習の業務の実施の方法その他の事項が、産業医実習の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 二 経理的及び技術的な基礎が、産業医実習の業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 三 産業医実習が次に掲げる実習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

- イ 労働衛生一般
- ロ 健康管理
- ハ メンタルヘルス
- ニ 作業環境管理
- ホ 作業管理
- ヘ 健康の保持増進対策

2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

- 一 申請者が行う産業医実習の業務以外の業務により申請者が産業医実習の業務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 二 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 申請者が第一条の三十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 申請者の役員のうち、第二号に該当する者があること。

# 日本医師会認定産業医制度 実 施 要 領

平成 22 年 2 月

日 本 医 師 会

# 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| I. 目 的                | 1  |
| II. 運営組織              | 1  |
| III. 認定および登録          | 1  |
| 1. 認 定                |    |
| 2. 申請手続き              |    |
| 3. 審査および認定証交付         |    |
| 4. 登 録                |    |
| IV. 基礎研修会             | 2  |
| 1. 趣 旨                |    |
| 2. 研修内容               |    |
| 3. 実 施                |    |
| 4. 指定申請               |    |
| 5. 研修記録               |    |
| 6. 報 告                |    |
| 7. 関係書類の保存            |    |
| V. 更 新                | 3  |
| 1. 趣 旨                |    |
| 2. 申請手続き              |    |
| 3. 審査および認定証交付         |    |
| 4. 登 録                |    |
| 5. 更新申請に関わる事務手続きの猶予   |    |
| VI. 生涯研修会             | 5  |
| 1. 趣 旨                |    |
| 2. 研修内容               |    |
| 3. 開 催                |    |
| 4. 指定申請               |    |
| 5. 研修記録               |    |
| 6. 報 告                |    |
| 7. 関係書類の保存            |    |
| VII. 称号（認定）の喪失および取り消し | 6  |
| 1. 称号（認定）の喪失          |    |
| 2. 称号（認定）の取り消し        |    |
| 付 産業医学研修カリキュラム        | 巻末 |
| 付 実地研修ガイドライン          | 巻末 |
| 付 手続き等に用いる諸様式         | 巻末 |

## I. 目 的

日本医師会認定産業医制度は、産業医の資質向上と地域保健活動の一環である産業医活動の振興を図ることを目的とする。

## II. 運営組織

日本医師会認定産業医（以下、「認定産業医」という。）の認定審査等、本制度の円滑な運営を図るため、日本医師会に認定産業医制度運営委員会を設ける。

## III. 認定および登録

### 1. 認 定

日本医師会長は、所定のカリキュラムに基づく産業医学基礎研修（以下、「基礎研修」という。）50単位を修了した医師、またはそれと同等以上の研修を修了したと認められる医師が認定産業医の称号を申請した場合には、審査の結果に基づきこれを付与する。

### 2. 申請手続き

認定産業医の称号を希望する医師は、次に定める書類に審査・登録料を添えて所属（非会員は勤務地）の都道府県医師会に提出する。

なお、基礎研修 50 単位以上を修了したものは、基礎研修最終受講日から 5 年以内に 1 回限り申請できるものとする。

- ① 認定産業医新規申請書（別紙様式 1）
- ② 医師免許証（写）（但し、非会員のみ）
- ③ 研修記録（産業医学研修手帳（Ⅰ）、または基礎研修と同等以上のカリキュラムを修了したことを証明する書類等）

### 3. 審査および認定証交付

都道府県医師会長は、認定産業医新規申請書の提出を受けた場合には、申請者の基礎研修受講状況、産業医活動の状況等を個別に審査した上で、申請書および認定産業医（新規）申請者一覧表（別紙様式 2）を、別に定める日までに日本医師会長に提出する。

日本医師会長は、都道府県医師会を通じて申請された医師について、認定産業医制

度運営委員会および（常任）理事会の議を経て認定し、基礎研修修了者には認定証（別紙様式3）、基礎研修と同等以上のカリキュラム修了者には認定証（別紙様式4）を交付する。

認定証の再発行は、認定証再発行願い（別紙様式5）により、都道府県医師会を通じて行う。

#### 4. 登 録

日本医師会は、認定産業医登録台帳に認定証被交付者名等を登録し、台帳を保存する。

認定産業医としての登録有効期間は5年とする。

認定産業医として登録された者は、住所等登録事項に変更を生じたときは、すみやかに都道府県医師会を通じて、日本医師会に届け出なければならない。認定産業医が死亡、または転出した場合には、都道府県医師会は日本医師会に通知しなければならない。

### IV. 基礎研修会

#### 1. 趣 旨

認定産業医の養成を目的として基礎研修会を設ける。なお、日本医師会認定産業医制度基礎研修会は、労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された研修として実施する。

#### 2. 研修内容

基礎研修は別掲のカリキュラムに基づき、前期研修14単位以上、実地研修10単位以上、後期研修26単位以上の研修をもって修了とする。なお、1単位は1時間とする。

このうち前期研修はカリキュラムに定める項目別単位数（総論2単位、健康管理2単位、メンタルヘルス対策1単位、健康保持増進1単位、作業環境管理2単位、作業管理2単位、有害業務管理2単位、産業医活動の実際2単位）を研修しなければならないが、実地研修、後期研修は必要な内容を選択して研修することができる。

#### 3. 実 施

基礎研修会は日本医師会が実施する。ただし日本医師会は、基礎研修会の実施を都道府県医師会に委託することができる。委託にあたっては、別に定める「日本医師会

認定産業医制度基礎研修事業委託契約書」を作成し、契約を締結するものとする。

日本医師会ならびに都道府県医師会は、基礎研修会の日時、場所等の必要事項について機関誌等を通じて会員等に周知する。

#### 4. 指定申請

委託を受けた都道府県医師会が、基礎研修会を実施する場合は、日本医師会が示す標準カリキュラムならびに実地研修ガイドラインを参考として、地域の特性を加味した研修カリキュラムを作成し、必要事項（研修会の日程、会場、時間、カリキュラム、講師、単位数、受講予定人数、受講資格、受講料等）を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書」（別紙様式6）を事前に日本医師会長に提出し、基礎研修会の指定を受ける。指定を受けた研修を中止する場合は、事前に日本医師会長に報告する。

#### 5. 研修記録

日本医師会は都道府県医師会を通じて「産業医学研修手帳（Ⅰ）」を受講者に交付し、基礎研修会の実施主体者は、受講単位修得の証明を行う。

日本医師会の指定した基礎研修会は、全国いずれで受講しても受講単位を証明できるものとする。

#### 6. 報 告

都道府県医師会は、研修会終了後2ヶ月以内に、収支、受講者数等必要事項を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会報告書」（別紙様式6）に抄録等添付のうえ、日本医師会長に報告する。

#### 7. 関係書類の保存

研修に関する帳簿および書類の保存は、当該事業年度終了後5年間とする。

### V. 更 新

#### 1. 趣 旨

本制度が将来一層活用されるためには産業保健の動向や法律改正等の社会情勢の変化に関する最新知識の修得等、認定産業医が生涯を通じて資質の維持向上に努めることがきわめて重要である。

この趣旨により、本実施要領に基づく認定産業医の登録有効期間は5年とし、認定を受け登録した日から5年ごとに認定証の更新を受けることとする。

なお、更新には認定証の有効期間内に所定のカリキュラムに基づく産業医学生涯研修（以下、「生涯研修」という。）20単位以上（更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上の合計20単位以上）の研修が必要である。

## 2. 申請手続き

認定産業医の更新を希望する医師は、次に定める書類に審査・登録料を添えて所属（非会員は勤務地）の都道府県医師会に提出する。

- ① 認定産業医更新申請書（別紙様式7）
- ② 研修記録（産業医学研修手帳（Ⅱ）、または生涯研修と同等以上のカリキュラムを修了したことを証明する書類等）

## 3. 審査および認定証交付

都道府県医師会長は、認定産業医から認定産業医更新申請書の提出を受けた場合には、申請者の生涯研修受講状況、産業医活動の状況等を審査した上で、申請書および認定産業医（更新）申請者一覧表（別紙様式8）を、別に定める日までに日本医師会長に提出する。

日本医師会長は、都道府県医師会を通じて申請された医師について、認定産業医制度運営委員会および（常任）理事会の議を経て更新を認定し、認定証（別紙様式4）を交付する。

認定証の再発行は、認定証再発行願い（別紙様式5）により、都道府県医師会を通じて行う。

## 4. 登 録

日本医師会は、認定産業医登録台帳に認定証被交付者名等を登録し、台帳を保存する。

## 5. 更新申請に関わる事務手続きの猶予

更新申請に関わる事務手続きの猶予期間は6か月とする。

## VI. 生涯研修会

### 1. 趣 旨

認定産業医の生涯研修を目的として生涯研修会を開催する。

### 2. 研修内容

生涯研修は別掲のカリキュラムに基づき、認定証有効期間の5年間に更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上の合計20単位以上の研修をもって修了とする。なお、1単位は1時間とする。

### 3. 開 催

日本医師会は、認定産業医の生涯研修のために産業医学講習会を開催する。日本医師会が指定した都道府県医師会(複数の都道府県医師会が合同で実施する場合も含む)ならびに教育機関等による研修会も同様の扱いとする。

日本医師会は、都道府県医師会を通じて産業医学講習会の開催を通知する。なお、日本医師会指定の生涯研修会については、日本医師会ならびに実施主体者が生涯研修会の日時、場所等の必要事項について機関誌等を通じて会員等に周知する。

### 4. 指定申請

生涯研修会を都道府県医師会等で実施する場合、その実施主体者(都道府県医師会・教育機関等)は、実施にあたって、必要事項(研修会の日程、会場、時間、カリキュラム、講師、単位数、受講予定人数、受講資格、受講料等)を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書」(別紙様式6)を事前に日本医師会長に提出し、生涯研修会の指定を受ける。指定を受けた研修を中止する場合は、事前に日本医師会長に報告する。

なお、教育機関等の申請については、研修会開催場所の都道府県医師会を通じて行う。

### 5. 研修記録

日本医師会は都道府県医師会を通じて「産業医学研修手帳(Ⅱ)」を認定産業医に交付し、実施主体者は受講単位修得の証明を行う。

日本医師会の指定した生涯研修会は、全国いずれで受講しても受講単位を証明できるものとする。

## 6. 報 告

生涯研修会の実施主体者は、研修会終了後2ヶ月以内に、受講者数等必要事項を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会報告書」(別紙様式6)に抄録等添付のうえ、都道府県医師会を通じて日本医師会長に報告する。

## 7. 関係書類の保存

研修に関する帳簿および書類の保存は、当該事業年度終了後5年間とする。

## VII. 称号（認定）の喪失および取り消し

### 1. 称号（認定）の喪失

認定産業医は次の理由により、その称号（認定）を喪失する。

- ① 認定産業医の更新を受けないとき
- ② 認定産業医を辞退したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 医師の資格を失ったとき

### 2. 称号（認定）の取り消し

日本医師会長は、認定産業医としてふさわしくない行為のあった医師に対して、認定産業医制度運営委員会および（常任）理事会の議を経て称号（認定）を取り消すことができる。

## 附則

平成2年4月施行

平成9年4月改定

平成11年2月改定

平成20年3月改定

平成21年3月改定

平成22年2月改定

# 産業医学研修カリキュラム

## I. 研修カリキュラムの策定要領

研修会の実施主体者となる都道府県医師会等は、標準研修カリキュラムのなかから、研修の種類、項目、認定単位数等を、適宜、組み合わせて研修カリキュラムを策定する。また、基礎研修（後期研修・実地研修）、生涯研修（更新研修・実地研修・専門研修）では、ここに例示していない項目・内容であっても、適切なテーマ（例）のように産業医学に係るテーマであれば研修カリキュラムに加えてもよい。

なお、講師の要件は、研修及び実習を適切に行うために、必要な能力を有する講師とする。

### A 基礎研修カリキュラム

日本医師会認定産業医の資格取得に必要な基礎研修課程は、1. 前期研修、2. 実地研修、3. 後期研修の3つからなる。研修会の実施主体者は、地域の特性を考慮し、研修カリキュラムの種類、項目、修得単位数等を策定する。

#### 1. 前期研修

前期研修は、産業医活動を実際に行うための必要な基本的知識を学ぶ入門的な研修であるので、研修カリキュラムの項目・内容について網羅的に研修することが必要である。項目ごとの研修は、総論2単位、健康管理2単位、メンタルヘルス対策1単位、健康保持増進1単位、作業環境管理2単位、作業管理2単位、有害業務管理2単位、産業医活動の実際2単位の合計14単位の研修カリキュラムを策定する。産業医活動の実際については、視聴覚資料を教材として活用するとよい。なお、前期研修は、産業医活動を実際に行うために必要な基本的知識を学ぶ入門的な研修であるので、生涯研修と合同で開催することはできない。

#### 2. 実地研修

研修会の実施主体者は、実習、見学の場所の確保に留意するとともに、「実地研修ガイドライン」に沿って企画運営し、実技実習が効率的かつ効果的に行われるよう配慮する必要がある。特に、職場巡視については、事業場の理解を得て実際に集団で職場巡視するとともに、事後の集団討論を介して、問題点の指摘、改善方策の策定等の実務について体験をさせるようカリキュラムを策定する。基礎研修（実地研修）と生涯研修（実地研修）と合同した研修会を開催してもよい。（合計10単位以上）

#### 3. 後期研修

後期研修は、原則として前期研修を修了した医師を対象とすることが望ましい。研修カリキュラムの策定に際しては、地域の特性を十分に考慮し、標準研修カリキュラムの項目・内容を主題として研修カリキュラムを策定するが、実務的、やや専門的、総括的な内容となるよう配慮する。研修内容によっては、基礎研修（後期研

修)と生涯研修(専門研修)と合同した研修会を開催してもよい。しかし、この場合には、研修内容が高いレベルのものであっても、基礎研修(後期研修)受講者が十分理解できるよう平易な講義が行われるよう特に留意する。(合計26単位以上)

## B 生涯研修カリキュラム

日本医師会認定産業医の資格更新に必要な生涯研修課程は、1. 更新研修、2. 実地研修、3. 専門研修の3つからなる。研修会の実施主体者は、地域の特性を考慮し、研修カリキュラムの種類、項目、修得単位数等を策定する。(5年間で20単位以上)

### 1. 更新研修

短時間であってもよいが、労働衛生関係法規の改正点、通達の内容等を研修させるようカリキュラムを策定する。また、今後も労働衛生関係法規の改正が行われ、通達が出された時には、適時、新たなカリキュラムを策定し、更新研修を受講させることが必要である。

### 2. 実地研修

研修会の実施主体者は、実習、見学の場所の確保に留意するとともに、「実地研修ガイドライン」に沿って企画運営し、実技実習が効率的かつ効果的に行われるよう配慮する必要がある。特に、職場巡視については、事業場の理解を得て実際に集団で職場巡視するとともに、事後の集団討論を介して、問題点の指摘、改善方策の策定等の実務について実体験をさせることが必要である。

### 3. 専門研修

産業医活動の実際に必要な専門研修カリキュラムは、標準研修カリキュラムの項目・内容のなかから選択し、あるいは、組み合わせて、より実務的な、より専門的な、あるいは、より総合的な研修カリキュラムを策定する。

## Ⅱ．基礎研修のための標準研修カリキュラム

### 1．前期研修

#### (1) 総論

- 1) 労働衛生行政、労働衛生関係法規・関係通達
- 2) 労働衛生管理体制
- 3) 産業医のあり方、職務と倫理
- 4) 労働衛生活動の企画・評価、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム
- 5) 企業外労働衛生機関、外部諸機関
- 6) 職場巡視
- 7) 衛生委員会
- 8) 労働衛生教育
- 9) 危機管理
- 10) 労働契約、安全配慮義務
- 11) 労災補償、災害や疾病の原因調査
- 12) これからの産業保健

#### (2) 健康管理

- 1) 労働者の健康情報の取扱い
- 2) 健康診断と事後措置・保健指導
- 3) 長時間労働者に対する面接指導
- 4) 主治医との連携、健康管理の機能
- 5) 就業適性、職場復帰
- 6) 中高年齢労働者の健康管理
- 7) 女性・年少労働者の健康管理
- 8) 障害者の健康管理
- 9) 海外勤務労働者・外国人労働者の健康管理
- 10) 非正規雇用労働者・単身赴任者の健康管理
- 11) 健康教育・健康相談の事例
- 12) 職場における健康管理活動の企画・評価

#### (3) メンタルヘルス対策

- 1) 職場におけるストレス対策
- 2) 労働者のメンタルヘルス不調への対応

#### (4) 健康保持増進

- 1) 健康測定、トータル・ヘルスプロモーション・プラン
- 2) 職場における健康づくりスタッフ
- 3) 職場における健康づくりの事例

(5) 作業環境管理

- 1) 作業環境測定と評価
- 2) 管理濃度と許容濃度
- 3) 生物学的モニタリング
- 4) 作業環境の改善
- 5) 環境対策設備
- 6) 一般環境の衛生管理

(6) 作業管理

- 1) 労働生理
- 2) 人間工学
- 3) 作業時間、作業方法、作業姿勢の改善
- 4) 労働衛生保護具

(7) 有害業務管理

- 1) 物理的有害業務の管理（暑熱、騒音・振動、放射線、重量物、異常気圧）
- 2) 化学的有害業務の管理（粉じん、金属、有機溶剤、ガス、酸素欠乏等）
- 3) その他の有害業務の管理（病原体等生物学的因子、VDT 等）

(8) 産業医活動の実際

- 1) 産業医活動の事例
- 2) 作業環境・作業管理の実際
- 3) 職場巡視と事後討論
- 4) 健康診断結果の活用
- 5) 作業関連疾患の管理
- 6) 健康づくりの実際
- 7) 救急処置

2. 実地研修

(1) 健康管理

- 1) 健康診断結果の読み方
- 2) 健康診断結果に基づく事後措置の事例
- 3) 長時間労働者の面接指導の実際
- 4) 健診データの解析

適切なテーマ（例）

「健康診断結果の判定と事後措置」、  
「健康診断・面接指導の結果に基づく事業者との連携」、  
「過重労働・メンタルヘルス対策における面接指導の実際」

(2) じん肺の胸部エックス線検査

- 1) フィルム読影
- 2) 管理区分の決定

適切なテーマ (例)

「じん肺胸部エックス線フィルムの読影」、「じん肺管理区分の判定」、  
「石綿関連疾患の画像診断」

(3) メンタルヘルス対策

- 1) メンタルヘルス不調の事例
- 2) 疲労対策の事例
- 3) カウンセリングの実際

適切なテーマ (例)

「メンタルヘルス不調の労働者の事例検討」、  
「職場における疲労の評価と対策」、「職場復帰支援システムの事例検討」

(4) 健康保持増進

- 1) 健康測定
- 2) 運動プログラム、運動指導の実際
- 3) 栄養指導の実際
- 4) 保健指導の実際
- 5) 指導結果の事後措置

適切なテーマ (例)

「トータル・ヘルスプロモーション・プラン (THP) に基づく健康測定」、  
「最大酸素摂取量の測定法」、「栄養指導の実際」、「保健指導の実際」

(5) 救急処置

- 1) 酸素欠乏、急性中毒等
- 2) AED (自動体外式除細動器) の活用

適切なテーマ (例)

「産業医による救急処置」、「職場における AED の導入と活用」

(6) 作業環境管理・作業管理

- 1) 作業環境、生体影響の測定方法、測定器具、管理区分の決定
  - ①一般環境 (温度、湿度、風速、照度、その他)
  - ②温熱環境 (温度、輻射熱、WBGT)
  - ③騒音環境 (騒音レベル、周波数分析、オーディオグラフィー)
  - ④振動環境 (振動レベル、振動覚検査)
  - ⑤粉じん (デジタル粉じん計、吸入性粉じん、肺機能検査)
  - ⑥化学物質 (サンプリング、ガスクロマトグラフィー、原子吸光分析、ガス検知管)
  - ⑦生物学的モニタリング (有機溶剤、鉛等)

## 2) 作業管理の実際

①作業強度、作業姿勢などの評価

②労働衛生保護具の適正な選択と使用の方法

## 3) 作業環境や作業の改善の事例

適切なテーマ（例）

「〇〇職場における作業環境の測定」、「〇〇職場の作業環境の改善」

## (7) 職場巡視と討論

1) 職場巡視の方法、評価、記録

2) 職場巡視マニュアルの利用

3) 職場巡視と事後討論

4) 事例の検討

適切なテーマ（例）

「産業医による職場巡視の実際」、「〇〇職場の職場巡視」、

「職場巡視の結果報告書の作成」、「職場巡視を通じた危険有害要因の同定」

## 3. 後期研修

### (1) 総論

1) 産業医のあり方、職務と倫理の実際

2) 事業者や労働組合等との連携協力の実際

3) 衛生委員会の活性化

4) リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの実際

5) 産業保健における統計の活用

6) 産業保健に関する情報源

7) 産業保健活動の評価

8) 労災補償・災害防止の実際

9) 地域産業保健センターにおける活動

10) 環境因子の健康影響に関する最近の話題

11) 産業保健と地域保健の連携

12) 産業保健の歴史・課題・将来の動向

13) 職場別の労働衛生活動

14) 産業医活動をめぐる法的な課題

15) 最近の労働衛生行政

16) 産業医の職務に関係する労働衛生関係法規の改正

適切なテーマ（例）

「産業医と産業看護職との連携」、「衛生委員会の活性化」、

「リスクアセスメントにおける産業医の役割」、

「労働安全衛生マネジメントシステムについて」、

「産業医における疫学の活用」、「産業保健に関する情報源について」、

「〇〇事業における労働衛生活動の評価」、

「〇〇疾患の業務上外の認定について」、「職場における災害医療体制」、

「安全管理と災害防止」、「効果的な地域産業保健センター活動について」、  
「環境因子の発がん性の評価」、「事業場周辺の地域住民への健康影響の予防」、  
「グループ経営における産業医体制」、  
「構内請負事業場における労働衛生管理体制」、「小規模事業場の産業保健活動」、  
「事業場への個別訪問による産業保健活動」、「〇〇業の労働衛生活動」、  
「〇〇業における産業医活動の実際」、「判例に学ぶ産業医活動」、  
「アメリカ合衆国における産業医活動」「新しい労働災害防止計画」、  
「(労働衛生に関する) 〇〇指針・〇〇ガイドライン」、  
「産業医に必要な労働衛生法規の知識」、「健康診断項目の改正」、  
「業務上疾病の認定基準について」、「労災保険制度の改正点」、  
「産業医活動と民事訴訟」、「過労死、メンタルヘルスに関する裁判例」、  
「男女雇用機会均等法における母性健康管理措置」

## (2) 労働衛生管理体制（総括管理）

- 1) 産業保健活動の経済的評価
- 2) 企業の社会的責任（CSR）としての産業保健
- 3) 雇用形態の多様化と産業保健
- 4) 産業構造の変化と産業保健
- 5) 労働衛生管理に関する最近の話題

適切なテーマ（例）

「企業における安全配慮義務について」、「雇用の多様化と健康管理」

## (3) 健康管理

- 1) 職業性疾病の予防
- 2) 労働者の健康情報の保護と活用
- 3) 健康診断と事後措置の事例
- 4) 長時間労働者の面接指導の事例
- 5) 職場復帰の事例
- 6) 中高年齢労働者の健康管理の事例
- 7) 女性労働者の健康管理、母性保護の事例
- 8) 障害者の健康管理の事例
- 9) 海外勤務労働者・外国人労働者の健康管理の事例
- 10) 非正規雇用労働者・単身赴任者の健康管理の事例
- 11) 健康教育・健康相談の事例
- 12) 健康管理活動の評価の事例
- 13) 健康診断・面接指導に関する新しい知見
- 14) 健康管理に関する最近の話題
- 15) 健康管理に関する省令改正

適切なテーマ（例）

「職業病の病態と管理」、「アスベスト関連疾患の予防」、「職業性皮膚障害」、  
「職場における腰痛対策」、「有機溶剤中毒」、「職業性呼吸器疾患の予防」、  
「職業・環境因子によるアレルギーの予防」、「労働者の健康情報の保護と活用」、

「産業保健における健康情報の疫学的活用」、「特殊健康診断の実施と事後措置」、  
「過重労働による健康障害の防止対策」、「医師の過重労働対策」、  
「職場復帰の支援」「母性健康管理の実際」、「海外勤務労働者の健康管理」、  
「事業場における感染症対策」、「職場におけるエイズ教育」、  
「労働者のメタボリックシンドローム対策」、  
「職場における予防接種のあり方」、「〇〇職の就業適性」、  
「交替勤務に従事する労働者の健康管理」、「〇〇病のある労働者の就業適性」、  
「睡眠障害と就業適性」、「労働者の生体リズムと健康」、  
「運輸業における睡眠時無呼吸症候群の危険性」、「作業関連疾患の予防」

#### (4) メンタルヘルス対策

- 1) 職場におけるメンタルヘルス対策の事例
- 2) 労働者のストレスマネジメント
- 3) 労働者のメンタルヘルス不調への対応の事例

適切なテーマ（例）

「メンタルヘルス対策における産業医の役割」、「職場における積極的傾聴」、  
「労働者のためのストレスコーピング」、  
「職場におけるストレス評価方法（質問紙等）」、  
「メンタルヘルス不調から職場復帰した労働者への対応」、  
「職場復帰支援システム」、  
「職場におけるメンタルヘルス対策に関する最近の知見」、  
「職業性ストレスと精神疾患（うつ病、気分障害、適応障害、社会不安障害等）」  
「事業場外資源との連携方法」、「労働者のうつ病・自殺の予防」

#### (5) 健康保持増進

- 1) 職場における健康づくりの事例
- 2) 健康測定
- 3) 特定健康診査・特定保健指導について

適切なテーマ（例）

「〇〇業界における健康づくり活動」、「健康保持増進体制」、「THPの実際」、  
「特定健診・特定保健指導における産業医の役割」、「職場における禁煙支援」、  
「労働者の減量活動」、「労働者の行動変容につながる健康指導」、  
「快適職場づくり」、「職場における喫煙対策、分煙対策」、  
「〇〇作業の快適化について」

#### (6) 作業環境管理

- 1) 作業環境測定と評価
- 2) 生物学的モニタリング
- 3) 作業環境改善と評価の事例

適切なテーマ（例）

「騒音測定の実際」、「有機溶剤の生物学的モニタリング」、  
「有機溶剤取扱い職場の作業環境管理」、「事務所における室内環境の衛生管理」、

「局所排気装置の正しい管理方法」、「個人曝露の評価に関する最近の知見」、  
「個人曝露測定」、「労働衛生設備の定期自主点検」、  
「作業環境管理における産業医の役割」、「作業環境管理に関する最近の知見」

#### (7) 作業管理

##### 1) 作業管理の事例

作業負荷の改善、標準作業の設定、ストレス管理、作業者の教育訓練等

##### 2) 安全管理の事例

ヒューマン・エラー対策、労働生理・人間工学からの改善

##### 3) 労働衛生保護具の選択と使用

適切なテーマ (例)

「〇〇職場の疲労対策」、「作業負荷の評価と改善」、「VDT 作業の改善」、  
「作業姿勢」、「重量物取扱い作業の改善」、「防毒マスクの適正な取扱い」、  
「産業疲労の測定と評価」、「作業方法の改善に関する最近の知見」、  
「作業管理における人間工学的対策」、  
「医療安全管理のためのヒューマン・エラー対策」、  
「労働衛生保護具の適正な選択と管理」、  
「ワークステーションの改善に関する最近の知見」

#### (8) 有害業務管理

##### 1) 高温・低温環境下の業務の事例

##### 2) 騒音業務の事例

##### 3) 振動業務の事例

##### 4) 異常気圧下の業務の事例

##### 5) 電離放射線・非電離放射線取扱い業務の事例

##### 6) 重量物取扱い業務の事例

##### 7) 筋・骨格系の作業負荷のある業務の事例

##### 8) 粉じん業務の事例

##### 9) 有機溶剤取扱い業務の事例

##### 10) 酸素欠乏危険業務の事例

##### 11) 化学物質取扱い業務の事例

##### 12) 生物学的要因の負荷の事例

##### 13) 過重労働・心理的負荷の事例

##### 14) 職場別の有害業務対策の事例

適切なテーマ (例)

「熱中症対策」、「騒音性難聴」、「騒音作業の改善」、「粉塵業務における塵肺」、  
「石綿取扱い業務」、「有機溶剤作業の改善」、  
「酸素欠乏症等の災害事例と安全作業」、  
「職場における化学物質のリスクアセスメント」、  
「職場における新規化学物質の管理」、  
「医療・介護職場における感染リスク対策」、「職場におけるアレルゲンの対策」、  
「職場におけるダイオキシン対策」、「〇〇業における有害業務対策」、

## 「新しい化学物質対策－国連勧告GHS、SDS」

### (9) 労働衛生教育

- 1) 雇入時の労働衛生教育の事例
- 2) 管理監督者の労働衛生教育の事例
- 3) 有害業務の特別教育の事例

適切なテーマ（例）

「効果的な労働衛生教育に関する最近の知見」

### Ⅲ. 生涯研修のための標準研修カリキュラム

#### 1. 更新研修

##### (1) 労働衛生関係法規と関係通達の改正

- 1) 最近の労働衛生行政
- 2) 産業医の職務に関する労働衛生関係法規の改正

適切なテーマ（例）

「新しい労働災害防止計画」、  
「(労働衛生に関する) ○○指針・○○ガイドライン」、  
「産業医に必要な労働衛生法規の知識」、「健康診断項目の改正」、  
「業務上疾病の認定基準について」、「労災保険制度の改正点」、  
「産業医活動と民事訴訟」、「過労死、メンタルヘルスに関する裁判例」、  
「男女雇用機会均等法における母性健康管理措置」

#### 2. 実地研修

##### (1) 健康管理

- 1) 健康診断結果の読み方
- 2) 健康診断結果に基づく事後措置の事例
- 3) 長時間労働者の面接指導の実際
- 4) 健診データの解析

適切なテーマ（例）

「健康診断結果の判定と事後措置」、  
「健康診断・面接指導の結果に基づく事業者との連携」、  
「過重労働・メンタルヘルス対策における面接指導の実際」

##### (2) じん肺の胸部エックス線検査

- 1) フィルム読影
- 2) 管理区分の決定

適切なテーマ（例）

「じん肺胸部エックス線フィルムの読影」、「じん肺管理区分の判定」、  
「石綿関連疾患の画像診断」

##### (3) メンタルヘルス対策

- 1) メンタルヘルス不調の事例
- 2) 疲労対策の事例
- 3) カウンセリングの実際

適切なテーマ（例）

「メンタルヘルス不調の労働者の事例検討」、  
「職場における疲労の評価と対策」、「職場復帰支援システムの事例検討」

(4) 健康保持増進

- 1) 健康測定
- 2) 運動プログラム、運動指導の実際
- 3) 栄養指導の実際
- 4) 保健指導の実際
- 5) 指導結果の事後措置

適切なテーマ (例)

「トータル・ヘルスプロモーション・プラン (THP) に基づく健康測定」、  
「最大酸素摂取量の測定法」、「栄養指導の実際」、「保健指導の実際」

(5) 救急処置

- 1) 酸素欠乏、急性中毒等
- 2) AED (自動体外式除細動器) の活用

適切なテーマ (例)

「産業医による救急処置」、「職場における AED の導入と活用」

(6) 作業環境管理・作業管理

- 1) 作業環境、生体影響の測定方法、測定器具、管理区分の決定
  - ①一般環境 (温度、湿度、風速、照度、その他)
  - ②温熱環境 (温度、輻射熱、WBGT)
  - ③騒音環境 (騒音レベル、周波数分析、オーディオグラフィ)
  - ④振動環境 (振動レベル、振動覚検査)
  - ⑤粉じん (デジタル粉じん計、吸入性粉じん、肺機能検査)
  - ⑥化学物質 (サンプリング、ガスクロマトグラフィ、原子吸光分析、ガス検知管)
  - ⑦生物学的モニタリング (有機溶剤、鉛等)
- 2) 作業管理の実際
  - ①作業強度、作業姿勢などの評価
  - ②労働衛生保護具の適正な選択と使用の方法
- 3) 作業環境や作業の改善の事例

適切なテーマ (例)

「〇〇職場における作業環境の測定」、「〇〇職場の作業環境の改善」

(7) 職場巡視と討論

- 1) 職場巡視の方法、評価、記録
- 2) 職場巡視マニュアルの利用
- 3) 職場巡視と事後討論
- 4) 事例の検討

適切なテーマ (例)

「産業医による職場巡視の実際」、「〇〇職場の職場巡視」、  
「職場巡視の結果報告書の作成」、「職場巡視を通じた危険有害要因の同定」

### 3. 専門研修

#### (1) 総論

- 1) 産業医のあり方、職務と倫理の実際
- 2) 事業者や労働組合等との連携協力の実際
- 3) 衛生委員会の活性化
- 4) リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの実際
- 5) 産業保健における統計の活用
- 6) 産業保健に関する情報源
- 7) 産業保健活動の評価
- 8) 労災補償・災害防止の実際
- 9) 地域産業保健センターにおける活動
- 10) 環境因子の健康影響に関する最近の話題
- 11) 産業保健と地域保健の連携
- 12) 産業保健の歴史・課題・将来の動向
- 13) 職場別の労働衛生活動
- 14) 産業医活動をめぐる法的な課題

#### 適切なテーマ（例）

「産業医と産業看護職との連携」、「衛生委員会の活性化」、  
「リスクアセスメントにおける産業医の役割」、  
「労働安全衛生マネジメントシステムについて」、  
「産業医における疫学の活用」、「産業保健に係る情報源について」、  
「〇〇事業における労働衛生活動の評価」、  
「〇〇疾患の業務上外の認定について」、「職場における災害医療体制」、  
「安全管理と災害防止」、「効果的な地域産業保健センター活動について」、  
「環境因子の発がん性の評価」、「事業場周辺の地域住民への健康影響の予防」、  
「グループ経営における産業医体制」、  
「構内請負事業場における労働衛生管理体制」、「小規模事業場の産業保健活動」、  
「事業場への個別訪問による産業保健活動」、「〇〇業の労働衛生活動」、  
「〇〇業における産業医活動の実際」、「判例に学ぶ産業医活動」、  
「アメリカ合衆国における産業医活動」

#### (2) 労働衛生管理体制（総括管理）

- 1) 産業保健活動の経済的評価
- 2) 企業の社会的責任（CSR）としての産業保健
- 3) 雇用形態の多様化と産業保健
- 4) 産業構造の変化と産業保健
- 5) 労働衛生管理に関する最近の話題

#### 適切なテーマ（例）

「企業における安全配慮義務について」、「雇用の多様化と健康管理」

### (3) 健康管理

- 1) 職業性疾病の予防
- 2) 労働者の健康情報の保護と活用
- 3) 健康診断と事後措置の事例
- 4) 長時間労働者の面接指導の事例
- 5) 職場復帰の事例
- 6) 中高年齢労働者の健康管理の事例
- 7) 女性労働者の健康管理、母性保護の事例
- 8) 障害者の健康管理の事例
- 9) 海外勤務労働者・外国人労働者の健康管理の事例
- 10) 非正規雇用労働者・単身赴任者の健康管理の事例
- 11) 健康教育・健康相談の事例
- 12) 健康管理活動の評価の事例
- 13) 健康診断・面接指導に関する新しい知見
- 14) 健康管理に関する最近の話題

#### 適切なテーマ（例）

「職業病の病態と管理」、「アスベスト関連疾患の予防」、「職業性皮膚障害」、  
「職場における腰痛対策」、「有機溶剤中毒」、「職業性呼吸器疾患の予防」、  
「職業・環境因子によるアレルギーの予防」、「労働者の健康情報の保護と活用」、  
「産業保健における健康情報の疫学的活用」、「特殊健康診断の実施と事後措置」、  
「過重労働による健康障害の防止対策」、「医師の過重労働対策」、  
「職場復帰の支援」、「母性健康管理の実践」、「海外勤務労働者の健康管理」、  
「事業場における感染症対策」、「職場におけるエイズ教育」、  
「労働者のメタボリックシンドローム対策」、  
「職場における予防接種のあり方」、「〇〇職の就業適性」、  
「交替勤務に従事する労働者の健康管理」、「〇〇病のある労働者の就業適性」、  
「睡眠障害と就業適性」、「労働者の生体リズムと健康」、  
「運輸業における睡眠時無呼吸症候群の危険性」、「作業関連疾患の予防」

### (4) メンタルヘルス対策

- 1) 職場におけるメンタルヘルス対策の事例
- 2) 労働者のストレスマネジメント
- 3) 労働者のメンタルヘルス不調への対応の事例

#### 適切なテーマ（例）

「メンタルヘルス対策における産業医の役割」、「職場における積極的傾聴」、  
「労働者のためのストレスコーピング」、  
「職場におけるストレス評価方法（質問紙等）」、  
「メンタルヘルス不調から職場復帰した労働者への対応」、  
「職場復帰支援システム」、  
「職場におけるメンタルヘルス対策に関する最近の知見」、  
「職業性ストレスと精神疾患（うつ病、気分障害、適応障害、社会不安障害等）」  
「事業場外資源との連携方法」、「労働者のうつ病・自殺の予防」

(5) 健康保持増進

- 1) 職場における健康づくりの事例
- 2) 健康測定
- 3) 特定健康診査・特定保健指導について

適切なテーマ (例)

「〇〇業界における健康づくり活動」、「健康保持増進体制」、「T H P の実際」、  
「特定健診・特定保健指導における産業医の役割」、「職場における禁煙支援」、  
「労働者の減量活動」、「労働者の行動変容につながる健康指導」、  
「快適職場づくり」、「職場における喫煙対策、分煙対策」、  
「〇〇作業の快適化について」

(6) 作業環境管理

- 1) 作業環境測定と評価
- 2) 生物学的モニタリング
- 3) 作業環境改善と評価の事例

適切なテーマ (例)

「騒音測定の実際」、「有機溶剤の生物学的モニタリング」、  
「有機溶剤取扱い職場の作業環境管理」、「事務所における室内環境の衛生管理」、  
「局所排気装置の正しい管理方法」、「個人曝露の評価に関する最近の知見」、  
「個人曝露測定」、「労働衛生設備の定期自主点検」、  
「作業環境管理における産業医の役割」、「作業環境管理に関する最近の知見」

(7) 作業管理

- 1) 作業管理の事例  
作業負荷の改善、標準作業の設定、ストレス管理、作業者の教育訓練等
- 2) 安全管理の事例  
ヒューマン・エラー対策、労働生理・人間工学からの改善
- 3) 労働衛生保護具の選択と使用

適切なテーマ (例)

「〇〇職場の疲労対策」、「作業負荷の評価と改善」、「VDT 作業の改善」、  
「作業姿勢」、「重量物取扱い作業の改善」、「防毒マスクの適正な取扱い」、  
「産業疲労の測定と評価」、「作業方法の改善に関する最近の知見」  
「作業管理における人間工学的対策」、  
「医療安全管理のためのヒューマン・エラー対策」、  
「労働衛生保護具の適正な選択と管理」、  
「ワークステーションの改善に関する最近の知見」

(8) 有害業務管理

- 1) 高温・低温環境下の業務の事例
- 2) 騒音業務の事例
- 3) 振動業務の事例
- 4) 異常気圧下の業務の事例

- 5) 電離放射線・非電離放射線取扱い業務の事例
- 6) 重量物取扱い業務の事例
- 7) 筋・骨格系の作業負荷のある業務の事例
- 8) 粉じん業務の事例
- 9) 有機溶剤取扱い業務の事例
- 10) 酸素欠乏危険業務の事例
- 11) 化学物質取扱い業務の事例
- 12) 生物学的要因の負荷の事例
- 13) 過重労働・心理的負荷の事例
- 14) 職場別の有害業務対策の事例

適切なテーマ（例）

「熱中症対策」、「騒音性難聴」、「騒音作業の改善」、「粉塵業務における塵肺」、  
「石綿取扱い業務」、「有機溶剤作業の改善」、  
「酸素欠乏症等の災害事例と安全作業」、  
「職場における化学物質のリスクアセスメント」、  
「職場における新規化学物質の管理」、  
「医療・介護職場における感染リスク対策」、「職場におけるアレルゲンの対策」、  
「職場におけるダイオキシン対策」、「〇〇業における有害業務対策」、  
「新しい化学物質対策－国連勧告GHS、SDS」、  
「産業廃棄物等に関わる環境問題」（生涯研修・専門研修に限定）

#### （9）労働衛生教育

- 1) 雇入時の労働衛生教育の事例
- 2) 管理監督者の労働衛生教育の事例
- 3) 有害業務の特別教育の事例

適切なテーマ（例）

「効果的な労働衛生教育に関する最近の知見」

# 実地研修ガイドライン

## 1. これからの実地研修のあり方

21世紀を迎え、日本医師会の産業医学研修を修了した医師数が7万人を超え、また、産業医機能の強化が求められている現状を踏まえると、日本医師会が産業医の実務能力を向上させるために果たすべき役割はますます重要になり、産業医学研修の研修内容には一層の充実が期待されている。

特に、実地研修は、受講者に産業医活動に必要な知識を教育するだけでなく、受講者が主体的に学習し、産業医活動における実務能力を向上させる技術を修得するものであり、内容の充実が図られるべきである。

望ましい実地研修とは、産業現場における実務経験が豊富な指導者による指導の下で、労働現場における観察・測定・評価、事例の対応・指導、専門的情報の収集、教育、プレゼンテーション、関係者との連携などの活動を実際に経験するものである。そして、このような研修が、産業医として遭遇するさまざまな領域の事例に対処する際に応用できるような実習や体験であることが望ましい。また、実地研修においては、配布資料による自習ではなく研修中に学習する内容が中心となることから、受講者が積極的に学習するような参加型の研修になるような工夫が採用されていることが必要である。さらに、実際の現場や産業医等の協力を得た場合には、相手に損害を与えることや迷惑をかけることがないように十分に配慮されなければならない。

そこで、これからの実地研修がより望ましい内容と方法で実施されるよう、実地研修の実施方法として以下の事項を推奨する。

## 2. 実地研修が備えるべき条件

実地研修を実施するに際しては、受講者の実務能力を向上させるために次の要件を満たすことが望ましい。

- (1) 各受講者が、発言をする機会を設けること。
- (2) 各受講者が、行動や体験をする、またはそれらをまとめる機会を設けること。
- (3) 実例に基づいた内容を検討すること。
- (4) 実務経験が豊かな講師（注1）が指導者として含まれていること。
- (5) 講師と受講者の間で討論や意見交換が行われること。

注1）ここでいう実務経験とは、実地研修の主題についての経験である。例えば、作業環境測定であれば、作業環境測定の有資格者であるだけでなく実際に作業環境測定を実施したことがある者でなければならない。豊かな経験であるかどうかについては、一律に評価することは難しいが、例えば、一般に、常時産業医活動に従事している産業医であれば5年程度を目安とする。

### 3. 実地研修の形態

実地研修を実施する形態としては、受講者が主体的に学習し参加型となるように配慮する。すなわち、講師が一方的に講演したり、ビデオを放映するだけではなく、以下の形態のいずれかであることが必要である。このうち、（３）視聴覚教材による研修、（４）実技や課題演習による研修、（５）事例検討による研修、（６）教育方法や保健指導の研修については、受講者全員に必ず一度は発言や体験をさせるか、あるいは提出物を求める必要がある。特に、視聴覚教材による研修の場合は、単にビデオを流すような内容では不十分であり、その内容を解説できる講師が、適宜ビデオを止めつつ受講者と討論する形式であることが望ましい。また、これらの実施形態による望ましい実地研修の例を「7. 実地研修の企画・実施」に示す。

- （１）事業場訪問による研修
- （２）作業環境測定実習による研修
- （３）視聴覚教材による研修
- （４）実技や課題演習による研修
- （５）事例検討による研修
- （６）教育方法や保健指導の研修

### 4. 実地研修の講師数および受講者数

実地研修を実効あるものとするには、受講者数ごとに一定の講師数を確保しておくことが重要である。そこで、実地研修では、講師１人当たりの受講者数が５０名を超えない範囲でできるだけ少人数で実施されることが必要である。実習内容によっては、必要に応じて、実習用の機械・器具等の操作に習熟している者やリーダー（注２）を講師補助者として活用することが望ましい。

注２）（財）産業医学振興財団が都道府県医師会に依頼し養成しているリーダー

### 5. 実地研修の申請

実地研修を申請する際には、次の内容を記載した書類（別紙様式９）を、添付し申請することとする。

- （１）実施形態は、３．の（１）～（６）のいずれの形態をとる研修か
- （２）受講者の参加形態として、発言（討論やプレゼンテーションなど）・体験（保護具や測定機器の使用など）・書類提出のいずれを求める研修か
- （３）講師数と各講師の指導経験

## 6. 都道府県産業保健推進センター等への協力要請

地域によって医師会独自に実地研修の機会を設けることが難しい場合には、各都道府県産業保健推進センターに、実地研修に使用する機材や教材の貸し出し、あるいは研修そのものの共催について、協力を要請することができる。また、同センター相談員や地域産業保健センター登録医の協力を得て、訪問できる事業場を確保できることがある。

## 7. 実地研修の企画・実施

### (1) はじめに

実地研修項目ごとに具体的な実施方法を検討した。なお、各項目ごとに主な対象を示すため、【基礎】、【生涯】の区別を記載してあるので参考にされたい。ただし、これはあくまでも参考であって、実施に当たっては記載と異なった利用の仕方となることもある。

### (2) 簡便型機器を用いた環境測定の実地実習（供覧と実習）【基礎】

簡便型機器を用いた環境測定実習、環境測定結果の評価を学ぶことは必要である。

以下に挙げる項目については、それぞれ簡便型の測定機器も市販されており、操作性、再現性などが優れているので、研修参加者全員が機器を手にとって実際に実習することが望ましい。

測定原理の理解と測定法の修得とを実習の目的とする実習に際しては、機器の説明書を編集して簡単な指導書を作成、配布するとよい。

実習に用いる器材については、地元大学医学部、医科大学に機器貸出の協力を得るほか、産業保健推進センターに整備された器材を利用するとよい。

#### 1) 温熱（温度、湿度、気流、輻射熱）

アウグスト乾湿温度計、アスマン通風温湿度計、熱線風速計、黒球温度計、熱電対輻射計など

#### 2) 騒音

実時間オクターブ騒音分析計、積分型騒音計（等価騒音レベル）など

#### 3) 振動

工具振動レベル計など

#### 4) 照度

セレン光電池照度計、有害紫外放射線測定器など

#### 5) 粉じん

デジタル粉じん計など

## 6) 有害ガス・蒸気

ガス検知器（真空法）、ガスバッジなどの個人サンプラーなど

### (3) 環境測定結果の評価法

環境測定結果を正しく評価するためには、単に測定法を修得するだけでは不十分である。したがって、実際に現場に器材を持ち出して測定し、測定計画の立案（単位作業場と測定点の決定など）や測定結果に含まれる誤差の理解などを体得する。さらに、A測定、B測定の意味を十分に理解したうえで、作業現場の実態と測定結果の関連妥当性についての判断力をも修得する。

#### 1) 「(2) 簡便型機器を用いた環境測定の室内実習」に掲げた項目の野外調査とその評価（実習と討論）【基礎】

製鋼工場のように高温、異常光線、粉じん、騒音など有害な作業環境項目が多い事業場で測定実習ができればこれほど望ましいことはないが、一般の事業場であっても建物内のボイラー室、コンプレッサー室など幾つかの有害環境職場もある。また、単純に事業場衛生基準規則にそった測定を行うのであれば、普通の事務所、会議室などでも温度差、照度などの測定や冷暖房などの適否などについて検討することもできるので、十分に実習の目的を達成することができる。

また、単に作業環境の測定実習をするだけでなく、労働衛生コンサルタントなどの指導者を交え、その測定結果について討論を行うことが必要である。

#### 2) 作業環境測定結果報告書を用いた事例研究（実習）【生涯】

地元の労働衛生機関や事業場の協力を得て、幾つかの事例を集めておくとうい。産業医は作業環境測定士の作業環境測定結果報告書の内容を総合的に評価することが求められているので、作業環境測定士の作成した報告書の読み方について実習と討論を行うことが必要である。

#### 3) 生物学的モニタリング結果と作業環境測定結果の関連性に関する事例研究（実習）【生涯】

管内事業場の有害物取扱い職場で行われた作業環境測定結果(A測定、B測定)、パーソナルサンプラーによる測定結果、生物学的モニタリング結果のデータを提供して貰い検討する。

### (4) 特殊健診

特殊健診実施対象事業場、受診労働者数の多いのは有機溶剤、特定化学物質、電離放射線、鉛、キーパンチ・VDT、騒音、紫外線・赤外線、振動職場などであるが、すべての産業医は特殊健診の該当職場を担当するのではないので、これら

べてが必須とはいえない。地域における産業の特殊性を考慮して、以下の実習を選んで行うのがよい。測定機器をもっている産業保健推進センター、大学医学部・医科大学、また、測定機関に依頼して産業医の生涯研修として、適宜、実施するとよい。

#### 1) じん肺フィルムの読影（実習）【基礎・生涯】

市販の標準フィルムや図解写真集を利用して読影実習を実施する。労災病院から指導者を招くことが可能であれば、種々のじん肺フィルムを用いた実習も可能となろう。

#### 2) 肺機能検査法（実習）【基礎・生涯】

肺活量、努力性肺活量（フローボリューム曲線）の検査は、被検者だけでなく検者の技術が測定結果を左右するので、参加者すべてが実際に機器を用いて実習しておく必要がある。

#### 3) 聴力検査法（実習）【基礎・生涯】

オーディオメーターを用いた聴力検査も、正確な検査を行うためには検者自身が検査に慣れておく必要がある。自動化の程度が異なる種々の機器があるが、できるだけ参加者すべてが実際に機器を用いて実習しておくとうよい。オーディオメーターを用いた聴力検査の指導は地域の耳鼻科専門医に依頼するとよい。

#### 4) 振動病検査法（実習）【基礎・生涯】

比較的簡便にしかも客観的に振動障害を判別できる振動感覚計が利用できるようになったので、郵便配達者、山林労働者、土木工事労働者の産業保健活動を行う地域では振動感覚計を用いた実習を行うことも必要であろう。

#### 5) 頸肩腕障害検診手技（実習）【基礎・生涯】

キーパンチャー、タイピスト、コンピュータ・ワープロ使用者、保母やコンベア流れ作業者などにも頸肩腕障害が見られるので、頸肩腕障害の他覚検査手技に習熟すべき産業医も増えていると考えられている。

#### 6) VDT健診（実習）【基礎・生涯】

VDT作業はどの地域にでもあるので、どのような検査をするのかを知っておくために、視機能検査、問診、質問紙、上記頸肩腕障害の他覚検査などを経験しておく。

#### 7) 有機溶剤、金属取扱い作業者の特殊健診（生物学的モニタリング（供覧と実習））【基礎・生涯】

有害な有機溶剤、金属取扱い作業者については尿や血液中の代謝物や金属を測定して曝露の程度を判断することがある。細かな測定技術についての研修は

必要ないが、作業員から採取された尿や血液などがどのように処理され、測定されるかについて知っておくと、測定結果の判定に役立つ。したがって、大学医学部・医科大学、測定機関で実習を行う場合には、高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ、原子吸光分光光度計などを供覧すれば、どのようにしてデータが出てくるのかを知るうえで有益である。

#### 8) 疲労調査（実習）【基礎・生涯】

フリッカー、タッピング、膝蓋腱反射閾値、触覚二点弁別値、連続色名呼称などを用いた疲労検査について経験しておく。

#### 9) 調査票の利用（実習）【生涯】（（9）調査研究の企画法で一部再掲）

日本産業衛生学会・疲労調査票、BMRC (British Medical Research Council) 呼吸器症状問診票、頸肩腕障害自覚症状調査票、振動障害自覚症状調査票を用いた調査などがある。

#### 10) 問診・面接・診察（供覧と実習）【基礎・生涯】

特殊健診における問診・面接・診察で必須の技術である業務歴の聴取、作業方法や保護具の着用状況の確認、有害要因による健康影響を観察するための特有の診察手技、リスク・コミュニケーションの実際について、演習を行う。【基礎・生涯】

#### 11) 有所見・就業区分の判定と事後措置（供覧と実習）

特殊健診における有所見や就業区分の判定の実際について、考え方、収集すべき情報、判断の根拠、配慮すべき事項などよりよい事後措置を進めるために必要な技術について、演習を行う。

### (5) 健診データの解析

健診データを解析することは産業医活動には必須であるにもかかわらず、馴染み難い技術の一つでもある。しかし、最近はパーソナルコンピュータが普及して、解析も容易で極めて身近な技術となっている。

#### 1) 疫学に関する基礎知識（実習）【基礎・生涯】

##### ①健診項目の有効性（敏感度、特異度）

糖尿病、冠動脈疾患、胃がんなどについての検討

##### ②健診項目の決定

##### ③健診結果の解析から今後の健康管理戦略を決定する手順

#### 2) パーソナルコンピュータによる情報処理（供覧と実習）【基礎・生涯】

①少数の健診データをパーソナルコンピュータに入力してデータファイルを作成。

②予め用意された大量データのデータファイルを用いて統計処理をするなど、データの入力、解析を実際に体験する。

3) 事例による集団データの比較（供覧と実習）【基礎・生涯】

集計された表を用いて、集団間の比較を行う簡単な統計学的手法を実際に体験する。

(6) 保健指導の方法

1) 保健指導・面談の方法（供覧と実習）【生涯】

保健指導や面談のための教材を提示するとともに、事例検討などの方法により、実践力を養う。

2) 適正配置事例検討（供覧と実習）【生涯】

健康診断後の適正配置

復職面接後の適正配置

安全配慮義務とプライバシーなど

(7) 職場巡視

単なる職場見学に終始しては十分な研修効果は上がらない。職場巡視は産業医活動にとって最も重要な職務であるので、目的を明確にした研修となるよう立案する。

1) チェックリストを用いた一般的な職場巡視（見学と討論）【基礎】

初心者向けの「職場巡視」の研修では、実習目的に応じたチェックリストを配布し、これに記載させる。しかし、標準的なチェックリストも同時に教材として配っておくことも必要であろう。

巡視の後、必ず討論の時間を設ける。しかし、巡視した事業場内で討論をする場合には、事業場の担当者が同席しているので疑問点は即座に明快な解決はできるが、自由な討論をすることが難しいので事業場外に討論の場を設定して議論してもよい。

一度に多人数の巡視を行おうとすると、実習事業場が大企業や作業環境の良好な事業場に偏りがちになるので、地域産業保健センターが地元の労働衛生コンサルタントを指導者とした数人程度の小グループによる職場巡視研修をより多くすべきかもしれない。なお、地域産業保健センターにおける個別訪問産業保健指導を認定産業医制度の実地研修として実施する場合は、「日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項－その8－（平成6年12月9日）」にそって実施することが必要である。

また、事業場の衛生管理者、保健師、作業環境測定士などの参加を求めて、

より広い立場から、これらの職種と協調しながらどのように産業医活動を展開すべきかを学ぶことも必要であろう。

## 2) 特定目的の職場巡視（見学・実習と討論）【生涯】

一般巡視がある程度終了した産業医を対象とした特定目的の巡視を行う。この研修には、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）、作業環境測定士、また、作業条件の改善に長けた労働衛生コンサルタント（保健衛生）を指導者として、職場巡視と環境測定結果を対比させながら、どのように職場環境・作業条件を評価し、改善するかを学習する。

①局所排気装置の評価（実習と討論）

②作業条件の評価（見学と討論）

③安全管理の評価（見学と討論）

④保護具の正しい着用、管理

粉じん・騒音・有害ガスなどの有害職場で用いられる保護具の正しい脱着・着用、使用制限（破過時間）、保護具の保管箱・保管方法・保管場所などについても学習する。

## 3) ケーススタディ（モデルを用いた議論）【生涯】

教育技法に長けた適切な指導者がいる場合には、スライド・ビデオなどを供覧しながら、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）、作業環境測定士、また、作業条件の改善に長けた労働衛生コンサルタント（保健衛生）と論議しながら、評価、改善方法などを出席者に学ばせることも可能である。教材の開発と教育技法の向上とが望まれる。

## （8）労働衛生管理組織

労働衛生管理組織における産業医の役割について、ロールプレイの実施やビデオなどの視聴覚教材を使用することにより、安全衛生委員会や従業員の労働衛生教育の実際を理解する（供覧と実習）【生涯】

産業医と労使との立場、産業保健専門職の指導や組織管理、安全衛生委員会、健康情報の管理、産業保健専門職の倫理などについて理解する。

## （9）調査研究の企画法

産業医にとって受持ち職場に発生した問題の原因調査や集団の特徴把握の手法を持つことが望ましい。

### 1) 質問紙調査法（供覧と実習）【基礎・生涯】

各種の市販の質問紙の特徴や使用法を知り、独自の質問紙を実際に作成しその問題点を討議する。

なお、一般的によく用いられている質問票には、労働省作業関連疾患の予防に関する研究班職業性ストレス簡易調査票、GHQ (General Health Questionnaire) 健康調査票、JCQ (Job Content Questionnaire)、CES-D (Center for Epidemiologic Studies Depression Scale)、日本産業衛生学会疲労調査票、頸肩腕障害自覚症状調査票、振動障害自覚症状調査票などがある。

## 2) 事例課題による企画法（供覧と実習）【生涯】

指導者の下で、観察法ごとに標準化や測定誤差の検討、調査対象数の決定法、結果の評価法を各自が作成し、その結果について討論する。

## (10) 事例研究（報告と討論）【基礎・生涯】

地域産業保健センターの産業医グループなどが、個人が経験した事例を提示して議論する。発表を担当した産業医、議論に加わった産業医の資質向上が図られるとともに、新たに認定産業医を目指す医師に対する実地研修としても効果的である。事業場の衛生管理者、保健師、作業環境測定士などの関連他職種の議論参加があれば、総合的な産業保健活動学習の場ともなろう。

小規模事業場の調査事例報告書は一部の大学医学部、医科大学では毎年編纂されてはいるが公刊されたものではなく、写真、図表などの資料が多く質の高い事例集の発刊が望まれる。また、ビデオ、スライド集が入手できると研修には便利であろう。

なお、これらの事例研究による学習はいまだ研修手技が確立していないので、今後事例報告の方法、質疑応答、コメンテーターの資質、研修成果の評価法などをまとめた手引書を作成し、効果が十分に上がるような方法で行わなければならないので、事例研究による研修単位認定については別途検討する必要がある。

- 1) 職業性疾患事例検討
- 2) 病欠者復職判定事例
- 3) 産業医活動報告
- 4) 健康診断の疫学的解析報告
- 5) 課題解決型調査報告
- 6) 環境改善事例
- 7) 作業改善事例
- 8) 健康教育事例
- 9) その他新企画事例

## (11) 健康増進【生涯】

当分の間は、中央労働災害防止協会が確立した一定の方式を踏襲する。THPサー

ビス機関で実習の指導を受けるのも一つの方法であろう。

- 1) カウンセリング法（供覧と実習）
- 2) 運動処方（供覧と実習）
- 3) 自律訓練法（供覧と実習）
- 4) 健康教育法（供覧と実習）

(12) 救急処置（人形モデルを用いた実習またはVDT教材の活用）【基礎・生涯】

- 1) 人工呼吸（供覧と実習）
- 2) 外科的処置
- 3) 内科的処置
- 4) 急性中毒の処置

(13) 集団教育の技法【基礎・生涯】

労働衛生教育や健康教育について、企画、実施方法、実施内容、プレゼンテーション技術などについての実践力を養う。

(14) 実地研修の好事例

1) 視聴覚教材による研修

事業場内外の巡視をする範囲をビデオに撮影する。当該事業場の製品、原料、製造工程、従業員数、組織を提示する。想定される有害要因およびそれらに対する対策を検討する。また、産業医としてとるべき行動や助言・指導のあり方や内容について検討する。業種・業態の異なる事業場についてもこのようなビデオを撮影し、同様の演習を行う。

2) 実技や課題演習による研修

①じん肺管理区分が決定したじん肺患者のレントゲン写真とじん肺判定用の基準フィルムをシャーカステンに掲示し、受講者に判定させる。講師が、正しい読影結果とそれに至る考え方や方法を示す。じん肺判定後にじん肺健康診断結果個人票を記入させ、労働局に提出する書類を準備させるなど事後手続きについての指導を行う。

②健康診断や作業環境測定の結果について個別実例を提示する。健康診断については、受講者ごとに有所見を判定させ就業区分を決定させる。作業環境測定については、受講者ごとに産業医コメント欄に記入させる。受講者を小集団に分け、各自が判定した根拠や考え方を発表し合う。また、よりよい事後措置を実施するために必要な情報について検討する。

3) 事例検討による研修の例

地域産業保健センターの登録医が、相談を受けた事例のうち当該事業場の了

解が得られたものについて、スライドや現場再現図を作成する。相談や対応した内容を業種別や有害業務別などに体系的に整理する。これらの教材を用いて事例の背景に関する説明を受けた後、実際に産業医が対応すべき内容や、その際に困難が予想される点などについて受講者と討議を行う。

#### 4) 教育方法や保健指導の研修の例

受講者を5人ごとの小集団に分ける。各小集団ごとに主題を決め、それぞれについて各グループに順に登壇させ、他の小集団の前で、プレゼンテーションを行う。その際、発表者、司会者、記録者などの機能を小集団内で分担する。また、他の小集団の発表について評価し、改善点などについて講師の指導を受ける。

## 手続き等に用いる諸様式

様式1 日本医師会認定産業医新規申請書

様式2 日本医師会認定産業医（新規）申請者一覧表

様式3 認定証

様式4 認定証

様式5 認定証再発行願い

様式6 日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書・報告書

様式7 日本医師会認定産業医更新申請書

様式8 日本医師会認定産業医（更新）申請者一覧表

様式9 実地研修添付文書

様式1 日本医師会認定産業医新規申請書

日本医師会認定産業医新規申請書

日本医師会印

日本医師会長 殿

日本医師会認定産業医制度における認定を受けたいので、研修記録に審査・登録料を添えて申請いたします。

|                |      |   |
|----------------|------|---|
| 申請する都道府県       | 氏名   | 印 |
|                |      |   |
| この欄は記入しないで下さい。 |      |   |
| 認定証番号          | 有効期限 |   |
|                |      |   |

大枠枠内に必ず記入して下さい。

|         |          |       |         |       |        |        |
|---------|----------|-------|---------|-------|--------|--------|
| 1. 電話番号 | 2. 医師登録日 | 3. 明治 | 4. 大正   | 5. 昭和 | 6. 平成  | 7. 令和  |
|         |          |       |         |       |        |        |
| 3. フリガナ | 4. 氏名    | 5. 性別 | 6. 生年月日 | 7. 職業 | 8. 勤務先 | 9. その他 |
|         |          |       |         |       |        |        |

|            |     |     |
|------------|-----|-----|
| 8. 所属施設名   | TEL | FAX |
|            |     |     |
| 9. 住居所在地   | TEL | FAX |
|            |     |     |
| 10. 自宅電話番号 | TEL | FAX |
|            |     |     |

|                |          |           |                  |
|----------------|----------|-----------|------------------|
| 11. E-MAILアドレス | 12. 診療科目 | 13. 産業医活動 | 14. 専任事業所数(併設含む) |
|                |          |           |                  |

|         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 15. 事業場 | 1. している | 2. していない |
|         |         |          |

「13. 産業医活動」で「1. している」を選択した場合は、以下の項目も記入してください。

|                 |         |         |
|-----------------|---------|---------|
| 事業場名            | TEL     | FAX     |
|                 |         |         |
| 産業医区分           | 1. 444E | 2. 444E |
|                 |         |         |
| 事業場名            | TEL     | FAX     |
|                 |         |         |
| 産業医区分           | 1. 444E | 2. 444E |
|                 |         |         |
| 16. 労働衛生コンサルタント | 1. 有    | 2. 無    |
|                 |         |         |

氏名、自宅住所、個人情報は日本医師会認定産業医制度の運営に係る業務に限り利用させていただきます。

## 様式2 日本医師会認定産業医（新規）申請者一覧表

### 日本医師会認定産業医（新規）申請者一覧表

年 月 日

日本医師会長 殿

下記のとおり申請いたします。

医師会長

印

|    | 基礎研修修了者名 | 基 礎 研 修* |   |   |   |   |   |   |   |  |  | 実<br>地 | 後<br>期 | **<br>産医大<br>基 本<br>講 座 | 認定証番号*** |
|----|----------|----------|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--------|--------|-------------------------|----------|
|    |          | 前 期      |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
|    |          | 1        | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |  |  |        |        |                         |          |
| 1  |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 2  |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 3  |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 4  |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 5  |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 6  |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 7  |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 8  |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 9  |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 10 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 11 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 12 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 13 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 14 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 15 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 16 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 17 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 18 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 19 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |
| 20 |          |          |   |   |   |   |   |   |   |  |  |        |        |                         |          |

- \* 基礎研修欄には修了単位数を記入して下さい。  
注：基礎・前期の番号は、1.総論2.健康管理3.メンタルヘルス対策4.健康保持増進5.作業環境管理6.作業管理  
7.有害業務管理8.産業医活動の実践
- \*\* 産業医科大学の産業医学基本講座修了者は○印をして下さい。
- \*\*\* 認定証番号欄は記入しないで下さい。

証

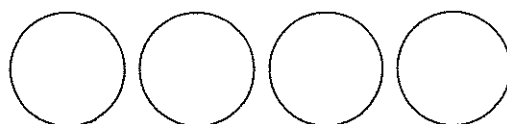
殿

あなたは日本医師会認定産業医  
であることを証します。

認定年月日 平成○年○月○日

認定有効期限 平成○年○月○日

日本医師会長



この証は第 ○○○○○○○○ 号をもって日本医師会の  
原簿に登録した

日本医師会事務局長

この証をもって、労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された研修  
を修了したことを証明する

証

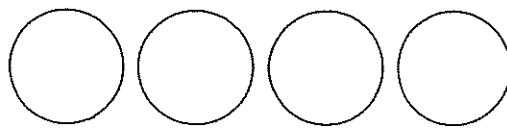
殿

あなたは日本医師会認定産業医  
であることを証します。

認定年月日 平成○年○月○日

認定有効期限 平成○年○月○日

日本医師会長



この証は第 ○○○○○○○○ 号をもって日本医師会の  
原簿に登録した

日本医師会事務局長

## 様式5 認定証再発行願い

## 認定証再発行願い

日本医師会地域医療第2課御中

|                                                        |                   |  |  |                   |   |   |      |
|--------------------------------------------------------|-------------------|--|--|-------------------|---|---|------|
| 申込年月日                                                  |                   |  |  | 平成                | 年 | 月 | 日    |
| (再発行依頼者名)                                              |                   |  |  |                   |   |   |      |
|                                                        |                   |  |  |                   |   |   | 医師会  |
| 認定産業医名                                                 |                   |  |  |                   |   |   |      |
| 認定証番号：第                  号                             |                   |  |  |                   |   |   |      |
| 有効期間：平成      年      月      日 ～ 平成      年      月      日 |                   |  |  |                   |   |   |      |
| 再発行の理由                                                 |                   |  |  |                   |   |   |      |
| 再発行認定証送付先住所<br>〒                                       |                   |  |  |                   |   |   |      |
| 日本医師会<br>記入欄                                           | 受    付    日       |  |  | 送    付    日       |   |   | 担当者名 |
|                                                        | 平成    年    月    日 |  |  | 平成    年    月    日 |   |   |      |

# 様式6 日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書・報告書

## 日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書・報告書

平成 年 月 日

日本医師会長殿

医師会長

〇 〇 〇 〇 印

|                 |                  |    |                  |                  |
|-----------------|------------------|----|------------------|------------------|
| 1. 主 催          |                  |    |                  |                  |
| 2. 開 催 日        |                  |    | 平成 年 月 日         | 平成 年 月 日         |
| 3. 開催場所         |                  |    |                  |                  |
| 4. 時 間          |                  |    | : ~ :            | : ~ :            |
| 5. 研 修<br>テーマ   |                  |    | 講師名 (肩書き)        | 講師名 (肩書き)        |
| 6. 単<br>位<br>数  | 基<br>礎<br>研<br>修 | 前* | 単位 ( )           | 単位 ( )           |
|                 |                  | 実  | 単位               | 単位               |
|                 |                  | 後  | 単位               | 単位               |
|                 | 生<br>涯<br>研<br>修 | 更  | 単位               | 単位               |
|                 |                  | 実  | 単位               | 単位               |
|                 |                  | 専  | 単位               | 単位               |
| 7. 受講予定人数<br>*2 |                  |    | 人                | 人                |
| 8. 受講資格<br>*2   |                  |    |                  |                  |
| 9. 受 講 料<br>*2  |                  |    |                  |                  |
| 10. 協力団体        |                  |    |                  |                  |
| 11. 申込等連絡先      |                  |    | 名称<br>連絡先 TEL    | 名称<br>連絡先 TEL    |
| 12. 収 支<br>*3   |                  |    | 収入 : 円<br>支出 : 円 | 収入 : 円<br>支出 : 円 |
| 13. 受講者数<br>*3  |                  |    | 基礎 : 人 生涯 : 人    | 基礎 : 人 生涯 : 人    |

\*1: 前期研修の場合は、単位数を記入し、( ) 内に項目 (1. 総論、2. 健康管理、3. メンタルヘルス対策、4. 健康保持増進、5. 作業環境管理、6. 作業管理、7. 有害業務管理、8. 産業医活動の実践) の番号を記入して下さい。

\*2: 受講予定人数、受講資格、受講料は、具体的に明記して下さい。

\*3: 研修終了後2ヶ月以内に収入、支出の合計、受講者数を本様式に記入し、収支の内訳のわかる資料および抄録等 (抄録がない場合、研修に使用したパワーポイント等研修内容がわかるもの) 添付のうえ日本医師会へ必ず報告して下さい。なお、収支は、無料の研修会であっても基礎研修の単位がとれる研修会には必ず報告してください。

様式7 日本医師会認定産業医更新申請書

日本医師会認定産業医更新申請書

日本医師会印

日本医師会認定産業医制度における認定の更新を受けたいので、研修記録に審査・登録料を添えて申請いたします。

申請する都道府県  氏名  印

1～13の項目は打ち出し内容に変更、訂正のある場合のみ記入して下さい。

この欄は記入しないで下さい。

認定証番号:

有効期限:

1. 申請者氏名:

2. 性別:  1. 男  2. 女

3. 生年月日:  1. 明治  2. 大正  3. 昭和  4. 平成  年  月  日

4. 医師登録番号:

5. 医師免許ID:  1. 明治  2. 大正  3. 昭和  4. 平成  年  月  日

6. 所属・勤務の別:  1. 開業  2. 勤務  3. その他

7. 所属施設名:

8. 当施設所在地:

TEL  (  )  FAX (  )

9. 自宅現住所:

TEL  (  )  FAX (  )

10 E-Mailアドレス:

11. お役目:

あなただけの取り  
扱う登録科目  
の番号を10社  
目内で○で開  
んで下さい。

|      |        |         |         |         |        |          |
|------|--------|---------|---------|---------|--------|----------|
| I    | 01 内科  | 02 呼吸器科 | 03 循環器科 | 04 消化器科 | 05 腎臓科 | 06 神経内科  |
| II   | 07 皮膚科 | 08 小児科  | 09 泌尿器科 | 10 産婦人科 | 11 眼科  | 12 耳鼻咽喉科 |
| III  | 13 小児科 | 14 皮膚科  | 15 泌尿器科 | 16 産婦人科 | 17 眼科  | 18 耳鼻咽喉科 |
| IV   | 19 皮膚科 | 20 小児科  | 21 泌尿器科 | 22 産婦人科 | 23 眼科  | 24 耳鼻咽喉科 |
| V    | 25 皮膚科 | 26 小児科  | 27 泌尿器科 | 28 産婦人科 | 29 眼科  | 30 耳鼻咽喉科 |
| VI   | 31 皮膚科 | 32 小児科  | 33 泌尿器科 | 34 産婦人科 | 35 眼科  | 36 耳鼻咽喉科 |
| VII  | 37 皮膚科 | 38 小児科  | 39 泌尿器科 | 40 産婦人科 | 41 眼科  | 42 耳鼻咽喉科 |
| VIII | 43 皮膚科 | 44 小児科  | 45 泌尿器科 | 46 産婦人科 | 47 眼科  | 48 耳鼻咽喉科 |
| IX   | 49 皮膚科 | 50 小児科  | 51 泌尿器科 | 52 産婦人科 | 53 眼科  | 54 耳鼻咽喉科 |
| X    | 55 皮膚科 | 56 小児科  | 57 泌尿器科 | 58 産婦人科 | 59 眼科  | 60 耳鼻咽喉科 |

12. 産業医活動:  1. している  2. していない

13. 職(事業場)(専属含む):  所

「12. 産業医活動」で「1. している」を選択した場合は、以下の項目も記入してください。

14. 事業場

事業場名:

TEL (  )  FAX (  )

産業医区分:  1. 専任  2. 専属

事業場名:

TEL (  )  FAX (  )

産業医区分:  1. 専任  2. 専属

15. 労働衛生コンサルタント資格:  1. 有  2. 無

氏名、自宅住所等、個人情報は日本医師会認定産業医制度の運営に係る業務に限り利用させていただきます。

## 様式8 日本医師会認定産業医（更新）申請者一覧表

### 日本医師会認定産業医（更新）申請者一覧表

年 月 日

日本医師会長 殿

下記のとおり申請いたします。

医師会長

印

|    | 生涯研修修了者名 | 生涯研修* |    |    |    | 認定証番号** |
|----|----------|-------|----|----|----|---------|
|    |          | 更新    | 実地 | 専門 | 合計 |         |
| 1  |          |       |    |    |    |         |
| 2  |          |       |    |    |    |         |
| 3  |          |       |    |    |    |         |
| 4  |          |       |    |    |    |         |
| 5  |          |       |    |    |    |         |
| 6  |          |       |    |    |    |         |
| 7  |          |       |    |    |    |         |
| 8  |          |       |    |    |    |         |
| 9  |          |       |    |    |    |         |
| 10 |          |       |    |    |    |         |
| 11 |          |       |    |    |    |         |
| 12 |          |       |    |    |    |         |
| 13 |          |       |    |    |    |         |
| 14 |          |       |    |    |    |         |
| 15 |          |       |    |    |    |         |
| 16 |          |       |    |    |    |         |
| 17 |          |       |    |    |    |         |
| 18 |          |       |    |    |    |         |
| 19 |          |       |    |    |    |         |
| 20 |          |       |    |    |    |         |

\* 生涯研修欄には修了単位数を記入して下さい。

\*\* 認定証番号を必ず記入して下さい。

日本医師会認定産業医制度  
産業医学研修会（実地研修会）添付文書

|                                                         |                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 研修テーマ                                                |                                                                                                       |
| 2. 研修形態<br>(該当項目の番号<br>を○で囲む)                           | 1. 事業場訪問による研修   2. 作業環境測定実習による研修<br>3. 視聴覚教材による研修   4. 実技や課題演習による研修<br>5. 事例検討による研修   6. 教育や保健指導などの研修 |
| 3. 研修の参加形態<br>(該当項目の番号を<br>○で囲む。複数可。<br>方法を( )の中へ詳しく記入) | 1. 受講者に発言を求める   2. 受講者に体験を求める<br>3. 受講者に書類の提出を求める<br><br>( 方法 : )                                     |
| 4. 講師数                                                  | 名                                                                                                     |
| 5. 講師名 (役職)                                             | ( 役職 : )                                                                                              |
| 6. 講師の実務経験                                              | 1. 産業医経験   年      2. 教育経験   年<br>3. その他の実務経験   年 (内容 : )                                              |

★講師数が、複数の場合は、本用紙の5、6の欄を増やして記入して下さい。